

防火対象物及び防災管理点検業務委託仕様書

1 委託業務名

- (1) 防火対象物点検業務委託
- (2) 防災管理点検業務委託

2 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 点検対象施設

(1) 防火対象物点検業務委託

- ① 北総合支援学校
京都市上京区堀川通寺之内上る2丁目下天神町650-1【431-6636】
- ② 白河総合支援学校
京都市左京区岡崎東福ノ川町9-2【771-5510】
- ③ 呉竹総合支援学校
京都市伏見区桃山福島太夫北町52【601-9104】
- ④ 西総合支援学校
京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21-21【332-4275】
- ⑤ 京都市立堀川高等学校本能学舎
京都市中京区蛸薬師通油小路東入る元本能寺南町346番地【211-5351】

(2) 防災管理点検業務委託

- ① 西京高等学校（附属中学校を含む）
京都市中京区西ノ京東中合町1【841-0010】

4 点検項目及び回数

(1) 防火対象物点検業務委託

消防法第8条の2の2に規定の内容を点検すること。また、点検回数は1回とする。

(2) 防災管理点検業務委託

消防法第36条に規定の内容を点検すること。また、点検回数は1回とする。

5 受託者の条件

点検は、建設業法による消防施設工事業の許可を有する業者とし、防火対象物の火災の予防に関し専門的知識を有する防火対象物点検資格者に行わせること。

6 業務の着手

点検作業実施日程表は、各学校と日程調整のうえ作成し、作業者名簿と合わせて発注者に提出すること。

7 点検結果報告

点検結果報告書の様式は京都市消防局が指定するものを使用し、以下のとおり提出すること。
また、点検結果については、各学校園の校長又は教頭若しくは事務長等の管理職へ必ず申し伝えること。

- (1) 提出期日
令和9年3月31日
- (2) 提出先及び提出方法等

提出先	部数	提出方法	備考
所轄消防署	1部 届出者（各学校・幼稚園）の記名及び押印があるもの	持参	
点検実施校	1部	持参又は郵送	
発注者 （教育環境整備室）	1部 届出者（各学校）の記名及び押印があり、かつ消防署の届出印があるもの	持参	上記3の「点検対象施設」順にパイプ式ファイルにまとめて提出すること。

8 不備事項の報告

点検作業の結果、不備事項があった場合には、点検結果報告書とは別に不備事項一覧表（様式自由）を作成し、点検結果報告書と合わせて発注者へ提出すること。

9 支払い

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、発注者の指定する場所に成果品を納入するとともに完了検査を受けること。
- (2) 受託者は、前項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとし、当該検査に不合格となったときは、速やかに当該成果品を補修又は再製し、改めて検査を受けること。
- (3) 受託者は、前項の検査に合格したときは、発注者の定める手続き及び書式に従って、速やかに契約金額の支払いを請求すること。

10 その他

- (1) 本業務は、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令等を遵守すること。
- (2) 点検作業実施に際しては、作業者の所属会社名、氏名を明らかにし、学校長又は教頭の許可を受けるとともに、校務及び教育活動に支障が生じないよう十分配慮のうえ、学校長又は教頭の立会いのもと誠実に行うこと。
- (3) 建物及び付属物を滅失又は破損することのないよう、細心の注意をもって点検保守作業にあたること。万一、事故が生じた場合は受託人の責任において賠償すること。
- (4) 点検作業終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態を再度確認することにより、必ず元の状態に還元しておくこと。
- (5) その他詳細については、発注者の指示によること。